

厚生労働省和歌山労働局発表  
令和6年10月17日（木）

## 11月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」（別添1）と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中、和歌山労働局（局長 まつうら なおゆき 松浦 直行）においては、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の削減や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導や説明会の開催、過重労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働相談受付集中期間」の設定などを行います。

※「過労死等」とは

- ①業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡
- ②業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
- ③死亡には至らないが、これらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害

### 1 国民への周知・啓発

- ・「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施（別添2）

日 時 令和6年11月27日（水）13時30分～15時50分

場 所 和歌山ビッグ愛 大ホール

（和歌山県和歌山市手平2丁目1-2）



参加申込方法 事前に下記ホームページ（右QRコード）からお申込みください。

<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>

- ・ポスターの掲示などによる国民に向けた周知・啓発の実施

国民一人ひとりが自身にも関わることとして、過労死等とその防止に対する関心と理解を深められるよう、ポスターの掲示やパンフレットなどの配布、インターネット広告など多様な媒体を活用した周知・啓発を行います。

### 2 過重労働解消キャンペーン（詳細は別添3をご参照ください。）

長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導、無料電話相談などを行います。

特別労働相談受付日（過重労働解消相談ダイヤル：労働基準監督官が対応します。）

日 時 令和6年11月2日（土）

フリーダイヤル なくしましょう 長い 残業  
0120 (794) 713

# しごとより、 いのち。

仕事は本来、やりがいや生きがいを生み出し、  
人生を豊かにしてくれるもの。  
働き過ぎで心や体の健康を損なうことは  
絶対にあってはなりません。

過労死をゼロにし、健康で充実して  
働き続けることのできる社会へ

**STOP!**  
**過労死**

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

参加無料

過労死等防止対策推進シンポジウム

11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

0570-080-082

専用ナビダイヤル  
(月～金 9:00～17:30)



人事院 内閣官房内閣人事局 総務省 文部科学省  
厚生労働省ホームページ ▶ <https://www.mhlw.go.jp>

詳しい情報や相談窓口はこちら

厚生労働省 過労死防止

検索



# 過労死等防止対策 推進シンポジウム

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にもご登壇をいただき、過労死等防止対策推進法施行から10年、改めて過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

参加無料  
事前申込

基調講演

日時

2024年11月27日(水)  
13:30~15:50 (受付13:00~)

会場

和歌山ビッグ愛 大ホール  
(和歌山市手平2丁目1-2)

ねぎら はたら  
労いと働き  
一心配り(ケア)の観点から一



高野山大学 教授  
森崎 雅好 氏



# 和歌山会場

## プログラム

[和歌山労働局からの報告]  
和歌山労働局 労働基準部 監督課

[過労死遺族の声]

[基調講演]

ねぎら はたら  
「**労いと働きー心配り(ケア)の観点からー**」  
森崎 雅好 氏 (高野山大学 教授)

## ●会場のご案内

### 和歌山ビッグ愛 大ホール

(和歌山市手平2丁目1-2)

- ・JR和歌山駅から徒歩 約15分
- ・JR宮前駅から徒歩 約8分

## ●参加申し込みについて

- 会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- 申し込みは Web または FAX でお願いします。
- 受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- 定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- 定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- 連絡先の TEL か E-mail のどちらかは必ずご記入ください。
- 参加(証明)書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。

## 森崎 雅好 氏

高野山大学 教授

[略歴]

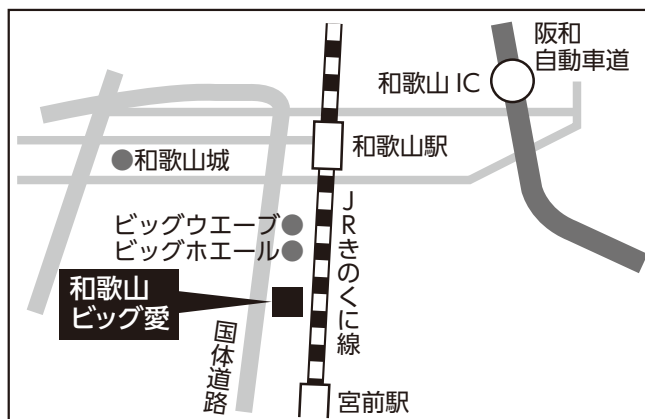
- 1995.3 千葉大学 文学部行動科学科 心理学専攻 卒業
- 1998.3 千葉大学大学院 教育学研究科学校教育専攻 教育心理学分野 修了(教育学修士)
- 2007.3 高野山大学大学院 文学研究科密教学専攻 退学
- 2010.4 高野山大学 文学部 助教
- 2017.4 高野山大学 文学部 准教授
- 2023.4 高野山大学 文学部 教授(現在に至る)

[主な活動]

わかちあいの会和歌山「うめの花」(自死遺族会)会長・事務局担当  
NPO法人 白浜レスキューネットワーク 会員(自死防止活動)

[資格]

臨床心理士、高野山真言宗僧侶、  
公認心理師、スピリチュアルケア師



Webからのお申し込みはこちら 二次元バーコードを読み込んで下さい。▶▶▶

<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>



- 以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。FAX番号 052-915-1523
- 下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。 →  同意しました。

## 過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当するにをお願いいたします。

- |                                  |                                    |                              |                                      |                              |                                |                              |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 経営者     | <input type="checkbox"/> 会社員       | <input type="checkbox"/> 公務員 | <input type="checkbox"/> 団体職員        | <input type="checkbox"/> 教職員 | <input type="checkbox"/> 医療関係者 | <input type="checkbox"/> 弁護士 |
| <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 | <input type="checkbox"/> パート・アルバイト | <input type="checkbox"/> 学生  | <input type="checkbox"/> 過労死等の当事者・家族 |                              |                                |                              |
| <input type="checkbox"/> その他 [ ] |                                    |                              |                                      |                              |                                |                              |

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL:	●FAX:
	●E-mail:	
企業・団体名		

【個人情報の取扱いについて】 ・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。 ・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。 ・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針(https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

(お問い合わせ先) 厚生労働省シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク

電話: ☎ 0570-080082 (ナビダイヤル)  
E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

# 過重労働解消キャンペーン

## 「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します

過労死等防止対策については、過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号。）及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和6年8月2日閣議決定）に基づき取組を行っています。

しかしながら、過労死等の労災支給決定件数は近年増加傾向にあり、また、本年4月1日から工作物の建設の事業、自動車運転の業務、医業に従事する医師等についても時間外労働の上限規制が適用されたこと等を踏まえ、その遵守徹底とともに、労使を始め、取引先等の関係者に対して広く周知・啓発を行うこと等を通じ、引き続き、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた機運の醸成を行う必要があります。

このため、厚生労働省では、「過労死等防止啓発月間」の一環として「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組を推進するため、使用者団体・労働組合への協力要請、リーフレットの配布などによる周知・啓発等の取組を集中的に実施します。

実施期間 令和6年11月1日（金）から11月30日（土）までの1か月間

## 主な実施事項

### （1）労使の主体的な取組を促します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。また、自社の働き方改革等により、下請等中小事業者に「しわ寄せ」が生じることのないよう傘下団体・企業等への周知・啓発を併せて要請します（資料1）。

### （2）労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します

労働局長が管内企業の経営トップとの意見交換を行うことにより、長時間労働の削減等に積極的に取り組んでいる事例を収集・紹介します。

### （3）重点監督を実施します

長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して重点的な監督指導を実施します。

### （4）過重労働相談受付集中期間を設定します

## ア 過重労働相談受付集中期間

令和6年11月1日（金）から11月7日（木）を「過重労働相談受付集中期間」とし、下記窓口にて、過重労働についての相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。

（ア）最寄りの労働局・労働基準監督署

開庁時間 平日 8：30～17：15

（イ）労働条件相談ほっとライン（委託事業）

フリーダイヤル 0120（811）610

受付時間 平日 17：00～22：00

土日祝 9：00～21：00

## イ 特別労働相談（過重労働解消相談ダイヤル）

令和6年11月2日（土）、全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を下記のとおり開設し、電話にて労働基準監督官が相談に対応します。

日 時 令和6年11月2日（土）

9：00～17：00

フリーダイヤル 0120 <sup>なくしましょう</sup> <sup>長い残業</sup>（794）713

## （5）過重労働解消のためのセミナー等を開催します

### ア 過重労働解消のためのセミナー（資料2）

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、令和6年11月～令和7年1月にかけて、オンライン又は会場開催により「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施しています。

### イ 時間外労働の上限規制に関する説明会

労働基準法の改正により時間外労働の上限規制が罰則付きで規定され、令和6年4月からは、適用が猶予されていた業種等にも上限規制が適用されることになりましたので、令和6年9月から令和7年2月（予定）まで、各労働基準監督署の法令説明の説明会を開催し、もって長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた機運の醸成を行います。

## （6）キャンペーンの趣旨などについて広く周知・啓発を実施します

使用者等へのリーフレットの配布、広報誌、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く国民に周知を図ります。

そここのところ  
よろしく  
頼みますよ。

その無理な発注の  
「しわ寄せ」で  
取引先が途方に  
暮れていませんか？

11月は「しわ寄せ」  
防止キャンペーン月間です。

STOP!  
しわ寄せ

仕様変更？  
この納期じゃ、  
無理よ。。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、  
下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、  
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

**大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！**

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！

しわ寄せ防止  
特設サイト



厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

しわ寄せ防止特設サイト



# 大企業等と下請等 中小事業者と共存共栄!

STOP!  
し寄せ

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等を引き起こすおそれがあると言われており、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

## ① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の **適正なコストは親事業者が負担すること**。
- 親事業者は、下請事業者の「**働き方改革**」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば…

- 無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
- 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

## ② 発注内容は明確にしましょう!

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう **長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること**。
- 発注内容を変更するときは、**不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること**。

## ③ 原材料費・エネルギーコストの適切な増加分の全額転嫁を目標としましょう!

労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合には、親事業者は、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、価格変更を柔軟に行うものとする。**特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとする**こと。

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 ☎0120-418-618 にご相談ください。  
(受付時間) 9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話からもご利用いただけます。  
お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

11月は「**過労死等防止啓発月間**」でもあります。  
同月間に「**過重労働解消キャンペーン**」も実施します。

11月2日(土)には「**過重労働解消相談ダイヤル**」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和6年11月2日(土)9:00~17:00 ☎0120-794-713

※11月2日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ほっとライン(☎0120-811-610)で相談できます。



過重労働解消  
キャンペーン



知らなかったじゃ済まされない!

でも!?! 知ってよかった!

事業主、企業の人事労務担当者、管理職の方向け

全47回

・参加費

無料

# 過重労働解消

## のためのセミナー

実務的に使える  
知識やノウハウを  
提供いたします!



セミナーでは、過重労働防止に関連する基本ルールや裁判例の解説、企業の事例紹介など、「実務的に使える知識」を提供します。

### セミナー内容

- 01 法令、ガイドライン等のポイント解説
- 02 過重労働に関する脳・心臓疾患、精神疾患に係る裁判例
- 03 過重労働解消に関する企業の取り組み事例

開催日程: 2024年11月~2025年1月

開催時間: 対面150分、オンライン100分

開催方法: 全国22箇所に対面・25回のオンライン開催(詳細は裏面参照)

◆ほか、特別企画「業務効率化セミナー」を東京・大阪の会場で開催



お問合せ・セミナー受講のお申し込みはこちら

令和6年度厚生労働省委託「就業環境整備・改善支援事業」事務局 株式会社タスクールPlus

愛知県名古屋市中区千代田2-1-15 スター千代田ビル4階  
TEL: 050-5810-1032 (受付 / 平日 9:00-17:00)  
担当: 水口・山田

<https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou>

過重労働解消セミナー



令和6年度厚生労働省委託 就業環境整備・改善支援事業

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 開催スケジュール



会場開催 (22回) + オンライン開催 (25回)

## 会場開催 実施時間 14:00~16:30

開催地	開催日	会場	開催地	開催日	会場
北海道	11月19日(火)	かでの2.7 1060会議室	静岡	12月3日 (火)	静岡市民文化会館 第1会議室
青森	12月10日(火)	アスパム 津軽会議室	愛知	11月26日(火)	ウインク愛知 中会議室1103
岩手	11月28日(木)	盛岡市民文化ホール 第2会議室	京都	12月4日 (水)	みやこめっせ 大会議室
宮城	12月5日 (木)	フォレスト仙台 第1、2会議室	大阪	1月10日 (金)	エルおおさか 大会議室
群馬	11月28日(木)	昌賢学園まえばしホール (前橋市民文化会館) 第5会議室	岡山	12月19日(木)	岡山国際交流センター 3F研修室
埼玉	1月15日 (水)	JA共済埼玉ビル 第一会議室	広島	11月20日(水)	広島市南区民文化センター 大会議室A
千葉	12月20日(金)	千葉県教育会館 303会議室	香川	1月17日 (金)	サン・イレブン高松 2階研修室
東京	11月20日(水)	日本教育会館 第二会議室	福岡	11月27日(水)	福岡県教育会館 第一会議室
神奈川	12月18日(水)	横浜市技能文化会館 多目的ホール1(半面)	熊本	12月17日(火)	パレアくまもと県民交流館 会議室7
新潟	11月21日(木)	新潟市産業振興センター 中会議室	鹿児島	12月12日(木)	鹿児島県文化センター宝山ホール 第3 会議室
岐阜	11月22日(金)	岐阜市民会館 48会議室	沖縄	12月13日(金)	沖縄産業支援センター 会議室大

## オンライン開催 各回100分

オンライン開催は詳細テーマを深掘りして解説いたします。  
※開催日ごとの詳細テーマはWebページをご確認ください

開催日	実施時間	開催日	実施時間	開催日	実施時間
11月7日 (木)	14:00~	11月26日(火)	10:00~	12月12日(木)	14:00~
11月12日(火)	10:00~	11月26日(火)	14:00~	12月17日(火)	14:00~
11月12日(火)	14:00~	11月28日(木)	10:00~	12月19日(木)	14:00~
11月14日(木)	10:00~	11月28日(木)	14:00~	1月16日 (木)	14:00~
11月14日(木)	14:00~	12月3日 (火)	10:00~	1月21日 (火)	14:00~
11月19日(火)	10:00~	12月3日 (火)	14:00~	1月23日 (木)	14:00~
11月19日(火)	14:00~	12月5日 (木)	10:00~	1月28日 (火)	14:00~
11月21日(木)	10:00~	12月5日 (木)	14:00~		
11月21日(木)	14:00~	12月10日(火)	14:00~		

### 詳細テーマの例

#### 【A】こころ

過重労働・ハラスメントと心の健康の関係と改善・対策方法

#### 【B】からだ

過重労働と身体の健康の関係と改善・対策方法

#### 【C】リスク

裁判例から見る過重労働

## ◆特別企画◆ 業務効率化セミナー(2回)

開催地	開催日	開催時間	会場
東京	12月11日(水)	14:00~16:30	AP虎ノ門 Bルーム
大阪	11月29日(金)	14:00~16:30	新大阪丸ビル別館 4-3号室

